~ 個人投資者の皆様へ ~

10%軽減税率の適用期限が 2年延長されました!

- 1. 上場株式等(公募株式投資信託を含む)の配当等及び譲渡所得等に 対する軽減税率10%が2年延長。
- 2. 日本版ISAの導入時期が2年延期。
- 3. 配当等の申告分離課税、軽減税率10%及び日本版ISAの 適用が受けられない大口株主等の要件が発行済株式総数の 5%から3%に引き下げ。

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
上場株式·公募株式投資信託の 売買益 (注) 上場株式の配当金・ 公募株式投資信託の 分配金	10% (国税7%、地方税3%)			20% (国税15%、地方税5%)
日本版ISA (非課税口座内の少額上場 株式等の配当及び譲渡益の 非課税)		■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	2年延期)	日本版ISAの 適用開始

(注)上場ETF・REIT等の売買益や、 公募株式投資信託の解約・償還益を含みます。

平成23年7月



証券税制(平成23年度税制改正)の概要

平成23年7月

平成23年6月30日に、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して 税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」等が公布され、次の措置が講じられました。

- ①上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する10%軽減税率の 特例の適用期限を平成25年12月31日まで延長する。
- ②非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の施行日を2年延期し、平成26年1月1日からの適用とする。
- ③次の特例の対象とならない大口株主等が支払を受ける配当等の要件について、その配当等の支払を受ける者が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合を100分の3以上(現行100分の5以上)に引き下げる。
 - (イ) 上場株式等に係る配当所得の課税の特例
 - (ロ) 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例
 - (ハ) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税
 - (注)上記(イ)及び(ロ)の改正は、平成23年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用し、 上記(ハ)の改正は、平成26年1月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用する。
- ④先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の対象に、次に掲げる 取引に係る雑所得等を加える。
 - 一 店頭デリバティブ取引の差金等決済
 - 一店頭カバードワラントの行使若しくは放棄又は 当該店頭カバードワラントの譲渡
 - (注)上記の改正は、平成24年1月1日以後に行われる先物取引に係る差金等決済等について適用する。

